平成27年第4回由布市農業委員会総会議事録

- 1. 日 時: 平成27年4月27日(月)15時50分
- 2. 場 所:挾間庁舎 4階 大会議室
- 3. 出席委員 33名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

25番 栗林 睦和

委員

1番大澤 英之 11番廣瀨 啓治 21番衛藤 由澄 31番大塚 弘士

2番加藤 正信 12番田中真理子 22番佐藤 髙信 32番山月 憲昭

3番佐藤有太郎 13番佐藤 幸市 23番小野 七郎 33番甲斐 善馬

4番利光 末子 14番田中 俊行 24番佐藤 靖司 34番小山 豊康

5番坂本 成一 15番首藤 勝磨 25番栗林 睦和 35番後藤 義昭

6番安部 義浩 16番梅木 敏弘 26番二宮 正男 36番穴井 幸男

7番佐藤 義男 17番縣 次男 27番溝口 正剛

8番吉廣 順一 18番加藤 康男 28番庄野 誉

9番後藤 慶子 19番佐藤 邦政 29番佐藤 圭介

10番佐藤 勝規 20番那須 紀子 30番佐藤千代信

4. 欠席委員

11番廣瀬 啓治 22番佐藤 髙信 35番後藤 義昭

5. 議事日程

- (1)出席確認及び行事報告(事務局長)
- (2)会長挨拶
- (3)議事
- ①農地法第18条の規定による合意解約通知の報告
- (2)農用地利用集積計画(貸借権設定)の審議
- ③農地の地目変換承認申請の審議
- 4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議
- ⑤農地法第4条の規定による許可申請の審議
- ⑥農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議
- (7)非農地証明の発行についての審議
- (4) その他
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、 次長 日野正美、 主幹 大嶋陽一

7.会議の概要

事務局次長 配布資料の確認 説明

事務局長 行事報告 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、33名の出席となります。会議規則第8条により総会 が成立していることを報告します。

会長挨拶

議長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「33番甲 斐善馬」委員さんと「34番小山豊康」委員さんの2名にお願いします。よろしくお願い します。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第7までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。 それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席 をすることとなっていますのでよろしくお願いします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知について」

(議案1号~6号 6件)

議長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について事務局説明をお願いします。

事 務 局

議案の修正について、4箇所の修正をお願いします。

議案番号7 面積を修正

議案番号12 借受人の住所を修正

議案番号16 終期を修正

議案番号27 合計筆数を修正

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知について議案朗読説明 議案1号から6号につきましては、双方の合意による解約であり、問題ないと考えます。

議長

議案1号から6号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

34番小山 豊康委員

議案5号、4ページですが、安部健利の番地が同じで・・・・。

議 長

安部 健利さんの息子さんです。長男で・・・、上が娘さんです。子供名義にしてるの でこうなっています。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」 (議案7号~31号 25件)

議長

日程2、農地利用集積計画の決定について事務局説明お願いします。

事 務 局

日程2、農地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案7号から31号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい ると考えます。

議

議案7号から15号は利用権、継続設定の案件です。

議案第7号から15号について、質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議案16号ですが、6番安部 義浩委員が借受人となっていますので、会議規則12条 により、退席をお願いします。

議席番号26番二宮 正男委員より説明をお願いします。

26番二宮 正男委員

貸付人の川野友義さんは高齢で、農業ができないような状況です。借受人の安部義浩さ んは農業委員もしており、経営規模も大規模でやっており何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

安部委員さん、お入り下さい。

安部委員さんへ報告いたします。

審議の結果、多数で承認されましたので、報告いたします。

議案17号から19号について、借受人が同一ですので、続けて説明をお願いします。

議席番号6番安部 義浩委員より説明をお願いします。

6番安部 義浩委員

17,18,19号について、借受人は(株)ほおのき畑となっております。関連議案が2号ですが、林田さんが作っているんですが、会社経営にして林田さんが社長になっております。地域科学の従業員が何名か加勢をしております。農業機械も持っておりまして、何ら問題はないと思います。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案20号について、議席番号29番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29番佐藤 圭介委員

借受人の(株)ほおのき畑については、先ほど説明があった通りです。 古野の土地についても何か縁があって借りるそうです。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案21号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

藤川さんが誰か作ってくれる人はいないか、ということで(農地バンクに)登録してたところ、丹生さんが手をあげたということです。水稲と野菜を作ると言うことです。現在も別のところでネギやニンニクをつくっているということです。農機具等もすべてそろっているようです。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案 22 号から 23 号について、23 番小野 七郎委員が借受人となっていますので、会議規則 12 条により、退席をお願いします。

議席番号14番田中 俊行委員より説明をお願いします。

14番田中 俊行委員

貸付人の羽田さんは、3年前から米はつくっていませんが、草刈りなどしながら、借り手を探していました。最近、小野さんと話がまとまり貸すようになりました。23号の柴田さんは高齢であり、一人暮らしです。今までは息子さんが加勢をしておりましたが、田植えや稲刈りなどは人を雇ってしておりました。息子さんが東北へ転勤になり、加勢ができなくなったので、これまで稲刈りをしていただいていた小野さんに全てをお願いすることになりました。借受人の小野さんは、ご存じの通り農業委員でもあり、後継者もいますので、問題はないと思います。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

小野委員さん、お入り下さい。

小野委員さんへ報告いたします。

審議の結果、多数で承認されましたので、報告いたします。

議案24号について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

貸付人の土師さんは、昨年まで違う人に作ってもらっていたんですけど、もう作れない ということで解約になり、山路さんに無理を言ってお願いしたと言うことです。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案25号について、議席番号19番佐藤 邦政委員より説明をお願いします。

19番佐藤 邦政委員

貸付人の佐藤さんは、息子さんと農業をしていたが、息子さんも亡くしまして一人暮らしです。広い田がたくさんありまして、一人ではできないということで、作り手を探していたそうです。工藤さんが近くの田を作っておりまして、話がまとまったようです。工藤さんについては、大型機械ももっており、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案26号から28号について、借受人が同一ですので、続けて説明をお願いします。

議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

26号については、これまでお願いしていた人が作れなくなったので、私のところに作ってくれと言ってきたので、一法師君を紹介しました。27、28号については、貸人は兄弟です。昨年かお父さんが亡くなったので、兄弟で相続したようです。一法師君については大型機械等を所有しており、何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案29号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

森山さんは旦那さんを亡くしてから人を雇って耕作していたが、今年からは正式に小作 に出すということで、名切さんと話ができたようです。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案30号について、担当が私ですので、説明をいたします。

17番縣 次男会長

園田さんは安心院に住んでいまして、耕作放棄地となっており、昨年、太陽光発電を計画したんですが、周辺の反対があり断念しました。何か収入を得たいということで考えてたところ、日浦さんはこの畑の前でパン屋をやっておりまして、この畑に小麦を植えて使いたいということで、話ができたようです。日浦さんは機械を持っていないので、どうするのか聞いたところ、園田さんが貸してくれるということのようです。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案31号について、私が借受人となっていますので、会議規則12条の規定により退席 しますので、議事進行を栗林副会長にお願いします。

栗林副会長

会長が参与制限を受けるということで退席しましたので、私が議事を進行いたします。

議席番号9番後藤 慶子委員より説明をお願いします。

9番後藤 慶子委員

貸付人の安形さんは大分に住んでおりまして、もう作れないので誰かいないかと探していたんですが、塚原もなかなか作り手がいなくて、会長が仕方なく引き受けたようです。 会長は大規模で農業をやっており、後継者もいるので、何ら問題はないようです。

栗林副会長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

会長、お入り下さい。

会長に報告いたします。

挙手多数により承認されましたので、報告します。

それでは会長に進行をお願いします。

○日程3「農地の地目変換承認申請について」

(議案32号 1件)

議長

日程3、農地の地目変換承認申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地の地目変換承認申請について朗読説明。 農地から農地へ変更するものであり、問題はないと考えます。

議長

議案32号について、議席番号28番庄野 誉委員より説明をお願いします。

28番庄野 誉委員

先般、現地確認を吉廣委員と行いました。現地は山に囲まれており、段々畑で、柵はしてますが猪に荒らされていました。昨年の台風で畦がくずれており、今後は果樹を植えて管理をしていきたいということです。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案33号~39号 7件)

議長

日程4、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について朗読説明。

議案33号から39号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を すべて満たしていると考えます。

議長

議案33号について、議席番号15番首藤 勝磨委員より説明をお願いします。

15番首藤 勝磨委員

関連議案3号で合意解約がされておりますが、渡人の小野さんは現在兵庫県に住んでおりまして、なかなか管理が難しい状況です。以前から山路さんが作っておりまして、この際、山も含めて農地を買ってもらいたい旨を伝えたところ、買ってもいいと言うことで話がつきました。山路さんには、長男が三重の農業実践大学に行っており、今年卒業ということで、労働力など問題はないと思います。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案34号について、議席番号28番庄野 誉委員より説明をお願いします。

28番庄野 誉委員

譲受人は兼業でひろく農業をしており、取得後も耕作すると思われます。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案35号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

この田んぼは圃場整備はされていない農地であり、現在も耕作されておりません。岩屋さんも広く耕作されており問題はないと思います。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案36号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

岩下さんはこの田の近くに家がありますが、長年空き家になっています。半澤さんも近くに住んでおり、譲り受けても何ら問題はないと思います。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案37号から38号について、受人が同一ですので、続けて説明をお願いします。

議席番号13番佐藤 幸市委員より説明をお願いします。

13番佐藤 幸市委員

受人の佐藤秀治さんは、現在JAの総括部長をしておりまして、あと3年で退職となりますが、退職後は農業を真剣がんばりたいと言うことのようです。地番を見ると田んぼは佐藤さんの家の周りがほとんどで、これまでも小作をしておりました。今回は譲り受けて自分のものとして管理をしていきたいということです。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案39号について、議席番号21番衞藤 由澄委員より説明をお願いします。

21番衞藤 由澄委員

位置図は14ページになります。珍しいケースで、衞藤吉宏さんの親父さんを通り越して、衞藤吉宏さんが遺言により農地を譲り受けることとなりました。5年くらい前から話があったらしいんですが、手続きが進まなくて今回の申請になったようです。吉宏さんは別府市農協に勤めており、土日に農業をしております。おやじさんも湯布院農協にでていたんですが、元々農家ですので機械等も一式そろっており、問題はないと思います。手続きが難しいと言うことでしたので、事務局でわかれば説明をお願いします。

事 務 局

これは遺贈という形で、普通の相続は権利者に行われますが、相続の権利者以外の方に遺言で譲るということを遺贈と言いますが、遺贈も包括遺贈と限定遺贈というのがありまして、この土地とかこの家とか限定しない時には許可は必要ないということになっていますが、今回の場合はこの農地を譲るという設定になっていますので、農業委員会の許可が必要になります。昔は包括遺贈であっても許可が必要でしたが、現在は包括遺贈は許可は要りませんが、今回の場合はこの土地というように指定されていますので、普通どおりに3条の審議をしていただければと思います。

議長

質疑を受けます。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程5「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案40号~42号 3件)

議長

日程 5、農地法第 4 条の規定による許可申請について、3 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5,農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案40号、41号の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案42号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、 問題はないと考えます。

議長

議案40号について、議席番号18番加藤 康男委員より説明をお願いします。

18番加藤 康男委員

位置図は15ページからです。申請人は以前は大分に住んでおりまして、相続により土地を取得しました。数年前に来鉢に家を建てまして、位置図では周辺は宅地になっており農地はないんですが、畑として使うのも苦労するということで、今回太陽光発電施設を設置したいということでございます。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。 挙手多数により許可相当と認めます。

議案41号について、議席番号4番利光 末子委員より説明をお願いします。

4番利光 末子委員

位置図は18ページからです。挾間町の消防署と平成会館の前を陣屋の村の方へ向かいます。最初のカーブを曲がったところで、山を壊して埋め立てているところがあります。その向かい側にダンプを止めたり資材置き場にしているところがあります。ここはもう元に戻すことはできないと思います。申請にでている土地はこの資材置き場のほんの少しだけです。他は前から資材置き場として使っていました。

議長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。 挙手多数により許可相当と認めます。

議案42号について、議席番号27番溝口 正剛委員より説明をお願いします。

27番溝口 正剛委員

共同住宅用地として申請しておりますが、位置図は21,22ページです。湯布院駅の裏側に当たるところです。南側に農地がありますが、この共同住宅は合併処理槽を設置して排水するということで排水の同意も取れており影響もないようです。北側、西側も宅地になっており影響は無いと思われます。

議長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。 挙手多数により許可相当と認めます。

○日程6「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案43号~45号 3件)

議長

日程6、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。 事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程6,農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明 議案43号から45号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地 と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案43号について、議席番号29番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29番佐藤 圭介委員

図面は25ページです。真ん中から斜めに薄い線が入っておりますが、これは由布市となってますが道路です。新しい道路ができてます。宅地進入路と言いましたが、現在は畑です。将来は宅地にするかなと言っておりました。

議 長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。 挙手多数により許可相当と認めます。

議案44号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

図面は28ページからです。宅地分譲用地として小さな筆があるんですが、そこも一緒に開発するということですが、中に水路が通っていますが、このまま活かすということで問題はないと考えます。

議長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。 挙手多数により許可相当と認めます。

議案45号について、議席番号21番衞藤 由澄委員より説明をお願いします。

21番衞藤 由澄委員

位置図は30ページからです。受人のウエルケアという会社は老人ホームです。最近

施設を拡張しましたが、駐車場が狭いということでこの土地を買うことにしたそうです。 付近に駐車場が無いもんですから、老人ホームから230メートル離れているんですが、 今回駐車場にするということですが、排水がうまくいかないということで、採石転圧後 15cm厚敷をするそうです。都市計画用途区域であり3種農地で、問題はないと思います。

議長

質疑を求めます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。 挙手多数により許可相当と認めます。

○日程7「非農地証明の発行について」

(議案46号~47号 2件)

議長

日程7、非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程7, 非農地証明の発行についての審議について議案朗読説明

議長

議案46号について、議席番号4番利光 末子委員より説明をお願いします。

4番利光 末子委員

先ほど41号議案ででました土地の南側ですが、陣屋の村のところから谷川が流れております。その川沿いですが、谷底ですので影です。とても田を作るというところではないと思います。

議長

質疑を求めます。

(ありません。)

採決をいたします。

現地の状況等から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案47号について、議席番号4番利光 末子委員より説明をお願いします。

4番利光 末子委員

この土地は先ほどの46号議案と隣接しておりまして、谷底ですので全く日が当たりません。

議長

質疑を求めます。

(ありません。)

採決をいたします。

現地の状況等から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。